

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日  
がとぎの翌日)

## 目 次

### ◇ 規 則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則  
(水産課)

### ◇ 告 示

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築課)  
市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正(社会課)  
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱の廃止(農地経済課)  
土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)  
土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(〃)  
土地改良事業の認可(〃)  
木材業者の登録(林務課)  
木材業者等の登録の変更(〃)  
保安林の指定予定(森林保全課)  
保安林の指定の解除予定(〃)  
鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正(水産課)  
基本測量の実施(管理課)  
県道の区域の変更(道路課)  
臨時教育委員会の招集(総務課)

### ◇ 教 委 告 示

臨時教育委員会の招集(総務課)

公布された規則のあらまし

### ◇鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

#### 一 経営等改善資金の拡充(別表第一関係)

経営等改善資金として、次の資金を追加することとした。

資 金 の 種 類	貸付限度額	償還期間 (据置期間 を含む。)	据置期間
(一) 資源管理型漁業推進資金 水産資源の管理に関する取決 めを締結して水産資源を合理的 かつ総合的に利用する漁業生産 方式の導入を行うために必要な 機器等の購入又は設置に必要な 資金	千二百万円	十年以内	三年以内
(二) 環境対応型養殖業推進資金 漁場の保全に関する取決めを 締結して養殖業の生産行程を総 合的に改善する漁業生産方式の 導入を行うために必要な機器等 の購入又は設置に必要な資金	千二百万円	十年以内	三年以内

#### 二 後継者等養成資金の整備(別表第一関係)

1 後継者等養成資金の名称を青年漁業者等養成確保資金に改めることとした。

2 青年漁業者等養成確保資金として、次の資金を追加することとした。

資金の種類	高度経営技術習得資金 青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得に必要な資金	貸付限度額	償還期間
		百五十万円	五年以内

3 次の資金の貸付限度額を引き上げることとした。

資金の種類	現行	貸付限度額	
		現行	改正後
(一) 研修教育資金		六十五万円	百五十万円
(二) 漁業経営開始資金		三百二十万円	千五百万円

4 次の資金の償還期間及び据置期間を延長することとした。

資金の種類	償還期間 (据置期間を含む)		据置期間
	現行	改正後	
漁業経営開始資金	七年内	十年以内	二年以内 三年以内
	十年以内	二年以内	
	二年以内	改正後	
	三年以内	改正後	

三 一人当たりの貸付限度額の引上げ(第四条関係)

一の沿岸漁業従事者等に係る貸付金の合計額の限度を二千八百万円(現行八百万円)に引き上げることとした。

四 保証制度の改善(第七条関係)

貸付金の貸付けを受けようとする者は、やむを得ない理由により連帯保証人を立てることができないと知事が認めるときは、担保の提供によることができることとした。

五 その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

六 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 東郷団地の戸数を十六戸(現行十戸)に変更することとした。

二 この規則は、平成六年一月一日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年十二月二十一日

## 鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県規則第七十五号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「沿岸漁業の経営若しくは操業状態若しくは沿岸漁業に従事する者の生活の改善又は沿岸漁業後継者等の養成を図るため、沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）に基づいて、沿岸漁業従事者等に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び後継者等養成資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を「沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号。以下「法」という。）に基づき、沿岸漁業従事者等に対して沿岸漁業改善資金」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

（定義）

第二条 この規則において「沿岸漁業従事者等」とは、法第三条第一項に規定する沿岸漁業従事者等をいう。

2 この規則において「沿岸漁業改善資金」とは、法第二条第二項から第四項までに規定する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金をいう。

3 この規則において「沿岸漁業」とは、法第二条第一項に規定する沿岸漁業をいう。

（沿岸漁業改善資金の貸付け）

第三条 県は、予算の範囲内において、沿岸漁業従事者等（法人格のない

団体にあっては、次に掲げる条件を併せ有するものに限る。）に対して沿岸漁業改善資金を貸し付けるものとする。

一 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行つてゐるもの（漁業経営開始資金にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。）であること。

二 その規模、内容等が水産業改良普及組織等の普及指導の対象として適当なものであること。

三 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

第四条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第二項中「八百万円」を「二千八百万円」に改める。

第七条の見出しを「（連帯保証人等）」に改め、同条第二項中「第三条第一項第二号に掲げる」を「沿岸漁業の従事者の組織する」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、貸付金の貸付けを受けようとする者は、やむを得ない理由により連帯保証人を立てることができないと知事が認めるときは、連帯保証人を立てることに替えて、知事が適当と認める物件を担保に供することができる。

4 知事は、貸付金に係る債権を保全するため必要があると認めるときは、貸付金の貸付けを受けた者に対して、連帯保証人の追加若しくは交替又は担保に供する物件の追加若しくは変更を求めることができる。

別表第一第一号中10を12とし、6から9までを二ずつ繰り下げ、5の次に次のように加える。

6 資源管理型漁業推進資金

知事が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金

千二百万円  
十年以内  
三年以内

7 環境対応型養殖業推進資金

知事が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金

千二百万円  
十年以内  
三年以内

別表第一第三号中「後継者等養成貸金」を「青年漁業者等養成確保資金」に改め、同号1中「漁業後継者たる青少年又は漁業労働に従事する者」を「青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者」に、「六十五万円」を「百五十万円」に改め、同号2中「漁業後継者たる青少年」を「青年漁業者」に、「三百二十万円」を「千五百万円」に、「七年内」を「十年以内」に、「二年内」を「三年内」に改め、同号中2を3と

し、1の次に次のように加える。

2 高度経営技術習得資金

青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、知事が定める基準に適合するものに必要な資金

百五十万円  
五年以内

様式第一号中

支払期日 毎 年 月	1年以内			
	1年目	2年目	3年目	4年目
償還額	円	円	円	円
円	円	円	円	円

5年目	6年目	7年目
償還額	償還額	償還額
円	円	円

支払期日 毎 年 月	1年以内		2年目
	1年目	償還額	
償還額	円	円	円
円	円	円	円

3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
円	円	円	円	円	円	円	円

める。

後継者等養成資金の表

借入金額	千円	償還期限	年 月 日
償還期日及び償還日			
第1回	第2回	第3回	第4回
第5回	第6回	第7回	
年 年 年 年 年 年 年	月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月

借入金額	千円	償還期限	年 月 日
償還期日及び償還日			
第1回	第2回	第3回	第4回
第5回	第6回	第7回	第8回
第9回	第10回		
年 年 年 年 年 年 年	月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月	月 月 月 月 月 月 月

円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円

円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円

「後継者等養成資金」及び「青年漁業

者等養成確保資金」の貸付の取組

「(連帯保証人)

第5条 保証人は、この契約に基づく一切の債務について乙と連帯して乙と保証人間の契約のいかんにかかわらず、この履行の責めを負う。

(保証人の追加等)

第6条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求したときは、直ちに、これに応じる。

2 甲は、保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じる。

」

「(連帯保証人)

第5条 連帯保証人は、この契約に基づく一切の債務について、乙と連帯保証人間の契約のいかんにかかわらず、乙と連帯して履行の責めを負う。

第6条 乙は、甲が連帯保証人の追加又は交替を必要と認めて請求したときは、直ちにこれに応じる。

2 甲は、乙が連帯保証人の交替を請求した場合において、適当と認めるときは、これに応じる。

(担保)

第7条 乙は、甲と担保権設定契約を締結したときは、速やかにこの契約に基づく債務に係る担保を提供する。

第8条 乙は、甲の承認を得ることなく、担保に供した物件を他人に譲渡し又は賃貸し、他の債務の担保に供し、その現状を変更しその他当該物件の担保価値を減少させるおそれのある一切の行為をしてはならない。

2 乙は、担保に供した物件の価値が滅失、き損等の事情により減少したときは、その旨を遅滞なく甲に報告する。

第9条 乙は、甲が担保の追加又は変更を必要と認めて請求したときは、直ちにこれに応じる。

2 甲は、乙が担保に供する物件の変更を請求した場合において、適当と認めるときは、これに応じる。

第9条。

桑名銀行川中支

支 払 期 日	金 額	当初の償還方法	変更後の償還方法	
			支 払 期 日	金 額
第1回 年 年 月 月 日 日	円 円		第1回 年 年 月 月 日 日	円 円
第2回 年 年 月 月 日 日	円 円		第2回 年 年 月 月 日 日	円 円
第3回 年 年 月 月 日 日	円 円		第3回 年 年 月 月 日 日	円 円
第4回 年 年 月 月 日 日	円 円		第4回 年 年 月 月 日 日	円 円
第5回 年 年 月 月 日 日	円 円		第5回 年 年 月 月 日 日	円 円
第6回 年 年 月 月 日 日	円 円		第6回 年 年 月 月 日 日	円 円
第7回 年 年 月 月 日 日	円 円		第7回 年 年 月 月 日 日	円 円

を

		当初の償還方法			変更後の償還方法		
支 払 期 日	金 額	支 払 期 日	金 額	支 払 期 日	金 額	支 払 期 日	金 額
第1回	円	第1回	円	第1回	円	第1回	円
第2回	円	第2回	円	第2回	円	第2回	円
第3回	円	第3回	円	第3回	円	第3回	円
第4回	円	第4回	円	第4回	円	第4回	円
第5回	円	第5回	円	第5回	円	第5回	円
第6回	円	第6回	円	第6回	円	第6回	円
第7回	円	第7回	円	第7回	円	第7回	円
第8回	円	第8回	円	第8回	円	第8回	円
第9回	円	第9回	円	第9回	円	第9回	円
第10回	円	第10回	円	第10回	円	第10回	円

に、「後継

若等養老資金」を「青年漁業若等養老確実資金」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十六号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。  
別表東郷団地の項中「一〇」を「一六」に改める。

附 則

この規則は、平成六年一月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九百六十四号

昭和四十六年九月鳥取県告示第七百八十三号（市町村の区域ごとの民生委員の定数について）の一部を次のように改正し、平成六年一月一日から施行する。

平成五年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表を次のように改める。

鳥取市	二七〇人	八東町	二〇人	東郷町	一九人	日吉津村	七人
米子市	二五一一人	若桜町	二四人	三朝町	三四人	淀江町	二二人
倉吉市	二二七人	用瀬町	一六人	関金町	一八人	大山町	一九人
境港市	七七人	佐治村	一三人	北条町	一九人	名和町	二五人
国府町	二二人	智頭町	三二人	大栄町	二四人	中山町	一七人
岩美町	四八人	気高町	二七人	東伯町	三八人	日南町	三一人
福部村	九人	鹿野町	一五人	赤碕町	二六人	日野町	二二人

郡家町	三〇人	青谷町	二九人	西伯町	二三人	江府町	一八人
船岡町	一六人	羽合町	一七人	会見町	一二人	溝口町	二三人
河原町	二九人	泊村	九人	岸本町	一七人		

鳥取県告示第九百六十五号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱（昭和三十三年十一月鳥取県告示第五百六十一号）は、平成五年十二月二十一日限り廃止する。

平成五年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百六十六号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）古川沢地区農業用排水、農道整備及び暗きょ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次



一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年十二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十七号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）足山地区農業用排水及び農道整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年十二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、那家町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業明辺地区農道整備）を平成五年十二月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百六十九号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり木材業者を登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
日本第28号	平成5年9月7日	日野郡日南町下石見689-1	手嶋圭史
日本第29号	平成5年9月21日	日野郡江府町大字江尾1791-1	有限会社中野製材所 代表取締役 中野説子

鳥取県告示第九百七十号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者の登録を変更したので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

平成五年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 木材業者

登録番号	登録年月日	名称及び代表者の氏名	変更事項	変更前	変更後	登録変更年月日
鳥木第43号	平成5年4月1日	SKホームコンサルティング 有限会社 代表取締役 佐々木敦子	名 称	SKホームコンサルティング 有限会社	有限会社佐々木材木店	平成5年10月5日
八木第33号	平成5年4月1日	有限会社坂本材木店 代表取締役 坂本 博	名 称	有限会社坂本材木店	株式会社サカモト	平成5年10月8日

2 製材業者

登録番号	登録年月日	氏名又は名称及び代表者の氏名	変更事項	変 更 前	変 更 後	登録変更年月日
鳥製第28号	平成5年4月1日	SKホームコンサルタント 株式会社 代表取締役 佐々木敦子	名 称	SKホームコンサル タント株式会社	有限会社佐々木材木店	平成5年10月5日
八製第1号	平成5年4月1日	有限会社坂本材木店 代表取締役 坂本 博	名 称	有限会社坂本材木店	株式会社サカモト	平成5年10月8日
八製第17号	平成5年4月1日	西川重敏	住所及び氏名 (所在地、 名称及び代表者 の氏名)	八頭郡智頭町大字市瀬 318 西川重敏	八頭郡智頭町大字市瀬 495-1 有限会社中前製材 代表取締役 西川憲雄	平成5年9月27日

鳥取県告示第九百七十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町岩立字樹水高原一〇の三・一〇の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百七十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>3 解除の理由 国立公園事業用地とするため</p> <p>2 保安林として指定された目的 公衆の保健</p> <p>1 解除の理由 国立公園事業用地とするため</p>	<p>3 解除の理由 国立公園事業用地とするため</p> <p>2 保安林として指定された目的 魚つき</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の八二八</p>	<p>3 解除の理由 国立公園事業用地とするため</p> <p>2 保安林として指定された目的 飛砂の防備</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の八一〇、二一六四の八二四、二一六四の八二五、二一六四の八二七、二一六四の八二八</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

鳥取県告示第九百七十三号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和五十五年一月鳥取県告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成五年十二月二十一日から施行する。

平成五年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一の表中

<p>新養殖技術導入資金</p> <p>一 養殖施設の設置に必要な資金 二 種苗の購入又は生産に必要な資金 三 餌料の購入に必要な資金</p>	<p>新養殖技術導入資金</p> <p>一 養殖施設の設置に必要な資金 二 種苗の購入又は生産に必要な資金 三 餌料の購入に必要な資金</p>	<p>資源管理型漁業推進資金</p> <p>水産資源の管理に関する取決めに基つき、その管理を行うとともに、これと併せて低利用資源又は未利用資源の開発又は利用及び漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な次に掲げる機器等で、知事が別に定める基準に適合するものの購入又は設置に必要な資金</p> <p>一 水産資源の管理を行うのに必要な漁具及び漁ろう機器 二 低利用資源又は未利用資源の開発</p> <p>千二百 万円</p>
---------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

第三 青年漁業者等養成確保資金  
 第三を次のように改める。

<p>発又は利用を行うのに必要な漁具及び漁ろう機器                  三 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設及び加工施設                  四 その他知事が別に定める機器等</p>	<p>環境対応型養殖業推進資金                  漁場の保全に関する取決めにに基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容、量又は方法を改善し、及び漁網防汚剤その他の薬品の使用を適正化するのに必要な次に掲げる機器等で、知事が別に定める基準に適合するもの購入又は設置に必要な資金                  一 漁場の環境の悪化防止を目的として投餌の内容、量又は方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機及び飼料倉庫                  二 養殖魚の安全性の確保を目的として魚網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な金網いけす、自動網洗浄機、付着物駆除用生物培養器                  三 一又は二に掲げる機器等の購入又は設置に関連して必要な飼料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品及び飼料                  四 その他知事が別に定める機器等</p>
	千二百 万円

種類	貸付対象	貸付けの相手方	貸付申請の時期 貸付決定の時期
<p>研修教育資金</p>	<p>知事が別に定める基準に適合する研修を受けるために必要な旅費、教材費、視察費その他知事が別に定める費用に充てるための資金</p>	<p>青年漁業者（おおむね十八歳以上四十歳未満の者に限る。以下同じ）、漁業労働に従事する者（おおむね二十歳以上五十歳未満の者に限る。）、漁業労働に従事する者を使用して沿岸漁業を経営する者その他知事が別に定める者</p>	<p>一月、二月、三月、六月、九月、十二月</p>
<p>高度経営技術習得資金</p>	<p>経営方法又は技術の習得で知事が別に定める基準に適合するものに必要に次に掲げる費用に充てるための資金                  一 パソコン若しくはその関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ又は制御装置若しくはそれと直接連動する関連機器の購入費                  二 その他知事が別に定める費用</p>	<p>青年漁業者又は青年漁業者の組織する団体（その構成員の過半数が青年漁業者であるものに限る。）</p>	
<p>漁業経営開始資金</p>	<p>知事が別に定める基準に基づき沿岸漁業の経営を開始するのに必要な次に掲げる費用に充てるための資金                  一 漁船の建造費及び取得費、機器</p>		

又は施設の設定費並びに漁具、種 苗又は飼料の購入費（知事が別に 定めるものを除く。）
二 その他知事が別に定める費用

鳥取県告示第九百七十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（GPS観測局設置）
- 二 作業期間 平成五年十二月十五日から平成六年八月三十一日まで
- 三 作業地域 岩美郡岩美町及び東伯郡東伯町

鳥取県告示第九百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成五年十二月二十一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	変更前	変更後		
米子境港線	米子市大崎字六ツ割北往來東二〇六五地先から同市大篠津町字藤兵衛堀二五五二地先まで	米子市大崎字六ツ割北往來東二〇六五地先から同市大篠津町字藤兵衛堀二五五二地先まで	三・五〇	四、〇一九
	米子市大崎字六ツ割北中道西五二九一―一―地先から同市大篠津町字藤兵衛堀二四二二―一―地先まで	米子市大崎字六ツ割北中道西五二九一―一―地先から同市大篠津町字藤兵衛堀二四二二―一―地先まで	三・五〇	四、〇一九

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十五号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成五年十二月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成五年十二月二十四日（金） 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題
  - 1 市町村教育委員会教育長の承認について
  - 2 その他